

⇩ 年末調整後に子供が生まれた場合

Q : 年末調整が終わった後に子供が生まれた人がいます。どのように取り扱ったらいいのですか？

A : 本来であれば、その人に確定申告をしてもらうのですが、源泉徴収票を作成する前まででしたら会社で年末調整をし直すことができます。

【解説】

扶養親族の判定は、12月31日の現況によって行うことになっていますから、年内に生まれた子供も当然、扶養親族となります。

ところで、年末調整が終わった後に子供が生まれたという場合ですが、年末調整における扶養控除は扶養控除等申告書に記載されたその時点における扶養親族について計算することとなっていますので、その時点で子供が生まれていなければ、会社はその子供を扶養親族に入れずに年末調整をします。そして、所得者本人は、その子供について扶養控除の適用を受ける確定申告をして過納となった税額の還付を受けることとなります。

もっとも、会社においてその所得者から扶養控除等申告書の異動申告を受けて、新たに生まれた子供を扶養親族として年末調整をやり直して税額の精算をしても差し支えないこととなっていますので、どちらの方法でも認められますが、この場合には、給与所得の源泉徴収票を作成するとき(通常は翌年1月31日)までに行わなければならないこととなっています。

